

2020年5月18日

各位

会社名 東京特殊電線株式会社  
代表者名 取締役社長 鈴木 義博  
(コード番号 5807 東証第1部)  
問合せ先 取締役管理部長 北澤登与吉  
TEL (0268) 34-5211

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月18日開催の取締役会において、2020年6月25日開催予定の第102期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、取締役会の監督機能の更なる強化、意思決定の迅速化等、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2020年6月25日
定款変更の効力発生日（予定）	2020年6月25日

以上

【別紙】

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関)</p> <p>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第 4 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p>第 2 章 株式</p> <p>第 5 条～第 12 条 (条文省略)</p>	<p>第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 13 条 (現行どおり)</p>
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条～第 19 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (取締役会の設置)</p> <p>当社は、取締役会を置く。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(削除)</p>
<p>第 20 条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は 8 名以内とする。</p>	<p>第 20 条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、7 名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 21 条 (取締役の選任)            取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)            3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 21 条 (取締役の選任)            取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)            3. (現行どおり)            4. <u>当会社は、会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>            5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 22 条 (取締役の任期)            取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 22 条 (任期)            取締役の任期 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 23 条 (代表取締役および役付取締役)  <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定するほか、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第 23 条 (代表取締役および役付取締役)  <u>取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名を選定するほか、役付取締役若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p>
<p>第 25 条 (取締役会の招集の通知)            取締役会招集の通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 25 条 (取締役会の招集の通知)            取締役会招集の通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 27 条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第 27 条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p> <p>第 28 条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 28 条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会において決定すべき重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 29 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 29 条 (取締役会議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>第 30 条 (取締役会議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>第 30 条 (条文省略)</p>	<p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 32 条 (執行役員)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、<u>当社の業務執行を担当する執行役員を置くことができる。</u></p> <p>2. 執行役員に関する事項は、取締役会の決議によって定める執行役員規程による。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第31条 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>当社は、監査役および監査役会を置く。</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p>
<p>第 32 条 (監査役の数)</p> <p>当社の監査役は 5 名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 (監査役の選任)</p> <p><u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第34条（監査役の任期）</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠のために選任された監査役の任期は退任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第35条（常勤の監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>第33条（常勤の監査等委員）</u></p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><u>第36条（監査役会の招集の通知）</u></p> <p><u>監査役会招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>第34条（監査等委員会の招集の通知）</u></p> <p><u>監査等委員会招集の通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p><u>第37条（監査役の報酬等）</u></p> <p><u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第38条（監査役会議事録）</u></p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p><u>第35条（監査等委員会議事録）</u></p> <p><u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>
<p><u>第39条（監査役の実任軽減等）</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する当該監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第36条（監査等委員会規則）</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第40条（会計監査人の設置）</u></p> <p><u>当社は、会計監査人を置く。</u></p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 41 条～第 42 条 (条文省略)	第 37 条～第 38 条 (現行どおり)
第 43 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 39 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬は、代表取締役が <u>監査等</u> <u>委員会</u> の同意を得て定める。
第 7 章 計算  第 44 条～第 47 条 (条文省略)  (新設)	第 7 章 計算  第 40 条～第 43 条 (現行どおり)  附則 第 1 条 (監査役の責任軽減等に関する経過措 置) <u>当社は、第 102 期定時株主総会終結前</u> <u>の監査役 (監査役であった者を含む。) の行</u> <u>為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠</u> <u>償責任の取締役会決議による免除につい</u> <u>ては、なお同定時株主総会の決議による変</u> <u>更前の定款第 39 条の定めるところによる。</u> 2. <u>当社は、第 102 期定時株主総会終結前</u> <u>の監査役 (監査役であった者を含む。) の行</u> <u>為に関する会社法第 427 条第 1 項の損害賠</u> <u>償責任を限定する契約については、なお同</u> <u>定時株主総会の決議による変更前の定款第</u> <u>39 条の定めるところによる。</u>